

北海道日高振興局告示第37号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年（2025年）11月17日

北海道日高振興局長 高見 芳彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 沙流郡日高町富川駒丘76番1ほか4筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 沙流郡日高町富川駒丘76番1
一般社団法人 北海道軽種馬振興公社
代表理事 大鷹 千秋
- 3 開発許可年月日及び番号 令和7年（2025年）10月17日
日建指第変更7-4号指令